

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬親会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 定期的継続的に就業する役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤の役員とは、役員のうち、定期的継続的に就業する役員以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 定期的継続的に就業する役員 | 報酬及び退職慰労金 |
| ② 非常勤の理事        | 報酬        |
| ③ 評議員           | 報酬        |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 定期的継続的に就業する役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- ① 報酬の額は別表第1に定める
  - ② 退職慰労は別表2に定める算式により算出する
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 定期的継続的に就業する役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- ① 報酬 毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第6条の規定に準じて支給）

- ② 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後 1 か月以内に支給手続きを行う。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

- 第 7 条 新たに定期的継続的に就業する役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 定期的継続的に就業する役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- ① 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- ② 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを切り上げる。

（公表）

- 第 9 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

- 附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 30 年 6 月 18 日改定 施行する。

別表 1 (定期的継続的に就業する役員の報酬)

役員名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円
常務理事	月額 800,000 円
理事	月額 350,000 円

初年度は 報酬の額の 50%とする。次年度は 70%とし、3年後より 100%とする。  
但し、法人の状況を鑑み支給する。

別表 2 (定期的継続的に就業する役員の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 貢献係数
----------------------

- 貢献係数は当分の間、理事長 2.0、常務理事 1.5、定期的継続的に就業する役員 1.0 として計算する。

別表 3 (非常勤の役員の報酬)

① 理事

	日額 (所得税控除後)
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

② 監事

	日額 (所得税控除後)
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	12,000 円

- 理事の各年度の報酬総額は 50,000,000 円を超えない範囲で報酬として支給することが出来る。
- 監事の各年度の報酬総額は 200,000 円を超えない範囲で報酬として支給することが出来る。

別表 4 (評議員の報酬)

	日額 (所得税控除後)
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円